

平成16年(特ノ)第1号特定調停申立事件

決 定

別紙当事者目録記載の当事者間の頭書事件について、当裁判所は、民事調停法17条に基づき、次のとおり調停に代わる決定をする。

主 文

別紙主文記載のとおり

事 実 及 び 理 由

1 本件特定調停事件の概要

本件特定調停事件は、平成16年2月4日に、申立人である千葉県住宅供給公社が相手方である株式会社千葉銀行ほか10社の民間金融機関(以下「相手方金融機関11行」という。)、住宅金融公庫及び千葉県に対し総額約908億円(相手方金融機関11行に約714億円、相手方住宅金融公庫に約154億円、相手方千葉県に約40億円)の債務の確定と弁済方法についての調停を求めたものである。

2 本件特定調停の経緯

本件特定調停では、まず、申立人側の調停案策定の前提とされた経営改善計画(甲19号証の1)及び事業計画(甲19号証の2)の内容の相当性が問題となり、調停委員会は、あずさ監査法人及び新日本監査法人に対し、特定調停手続申立てに至った経緯、事情、申立人の業務及び財産に関する経過及び現状、商業帳簿の記載状況、否認(詐害)行為・相殺禁止に違反する行為の有無、役員の不正行為の有無、再建計画についての意見の5点について調査囑託を行った。これに対し、あずさ監査法人及び新日本監査法人から、平成16年4月9日付けで調査報告書が提出された。そこで、申立人は、同報告書に記載された両監査法人の意見や、この間に提出された相手方らの意見を踏まえて、前記経営改善計画及び事業計画の見直しを行い、再度、事業計画(甲36号証)を作成した。

他方、申立人は、所有資産の正常価格を総額約299億2700万円、早期処

分見込価格を総額約 2 1 2 億 4 8 0 0 万円とする意見書（甲 2 8 号証の 1 から 1 2 まで。以下「申立人意見書」という。）を提出していた。これに対し、相手方株式会社千葉銀行から意見書（乙 1 1 号証の 2 ）が提出され、申立人意見書の価格よりも少なくとも約 7 6 億円は高額になるとの見解が示された。そこで調停委員会は、株式会社関東不動産鑑定所に対し、申立人意見書における評価の手法、基礎とされた数値等の妥当性について調査囑託をした。これに対し、同関東不動産鑑定所からは、平成 1 6 年 7 月 3 0 日付けで、申立人意見書の評価は概ね相当ではあるが、完成している宅地部分について約 2 6 億円、流山市木地区の不動産について約 6 億 3 0 0 0 万円の価格の上昇がありうる旨の調査報告書が提出された。

3 申立人による調停案の提案.

申立人は、平成 1 6 年 7 月 2 0 日の第 9 回調停期日において、相手方住宅金融公庫と相手方千葉県を除く相手方金融機関 1 1 行に対し総額約 3 5 8 億円（残元本に対する弁済率 5 0 . 1 パーセント）を弁済し、その余については免除を受けるという試算を示した。その後、前記の申立人意見書に対する調査囑託の結果が第 9 回調停期日後に提出されたことを踏まえ、申立人は、平成 1 6 年 9 月 3 日の第 1 1 回調停期日において、調停案（以下「申立人調停案」という。）を提出した。

4 申立人調停案の相当性

申立人調停案は、相手方金融機関 1 1 行に対する弁済総額を約 3 9 2 億 6 6 0 0 万円（残元本に対する弁済率が約 5 5 パーセントとなる。）とするものであるが、これは申立人の有する資産の範囲、すなわち、手持ち資金約 5 6 億 8 0 0 0 万円、流山市木地区の移管に伴う相手方千葉県からの譲渡代金約 3 5 億 5 0 0 0 万円、流山市木地区を除いた申立人所有の不動産の価格約 3 0 0 億円（これは、申立人意見書による正常価格の総額 2 9 9 億 2 7 0 0 万円から流山市木地区の正常価格 2 5 億 4 0 0 0 万円を差し引き、それに前記不動産の評価に関する調査囑

託の結果（宅地部分について約26億円の価格の上昇がありうるとの意見）を反映させた金額である。）の合計約392億3000万円を上回るものとなっている。申立人調停案によると、申立人は、相手方金融機関11行に総額約392億6600万円を弁済するほか、相手方住宅金融公庫に約154億円を弁済し、相手方千葉県にも約47億5000万円を弁済することを考慮すると、申立人調停案は、現有資産の評価を上回る弁済を提案するものになっていると認められる。

また、申立人調停案は、申立人の事業計画（甲36号証）を前提として、相手方金融機関11行については、一部債務の3回分割による弁済と残額の放棄を、相手方住宅金融公庫に対しては期間40年の分割弁済と利息損害金の一部放棄を、相手方千葉県に対しては、他の相手方である債権者らに劣後する扱いをそれぞれ提示するものであるが、その前提とされた事業計画自体は、前記認定の見直しの経緯に照らしても一応の合理性を有するものと認められるし、当該事業計画に基づく弁済の方法及び弁済額についても、その算出過程に照らし、一応の相当性を有するというべきである。

さらに、申立人調停案による弁済率は、申立人が試算した申立人を清算した場合の予想弁済率を大幅に上回っているものである。

なお、本件特定調停の過程では、相手方らの多くから、申立人と相手方千葉県の実質的な一体性、あるいは相手方千葉県の申立人に対する監督責任等を理由として、相手方千葉県の責任を指摘する意見が述べられたが、申立人調停案では、相手方金融機関11行に対する弁済の資金の大半を相手方千葉県からの借入れでまかなうものとされたほか、相手方千葉県の申立人に対する債権については、他の相手方らに劣後する扱いとされるといった配慮がなされている。これに対しては、相手方千葉県の責任のあり方としてはこれでは不十分であるとの意見が相手方金融機関11行の中から出されており、申立人と相手方千葉県を実質的に同一視して取引を行ってきた相手方金融機関11行の立場からすれば、そのような意見を述べること自体は理解できないわけではないが、相手方千葉県の負担は最終

的に千葉県民の負担になることからすれば、申立人調停案は、相手方千葉県にも多大な負担をさせているものであるといえる。また、相手方らの中には、札幌地方裁判所においてなされた北海道住宅供給公社を当事者とする特定調停事件（平成15年（特ノ）第1号特定調停申立事件）において、北海道が損失補償をしていることと比較して、相手方千葉県がその責任に見合った負担をしているというには不十分であるという意見もあるが、北海道は金融機関との間で特定調停申立て前に別途損失補償契約を締結しており、相手方千葉県と相手方らとの間で損失補償に関する明示の合意がなされていない本件とは事案を異にする。

以上の事実を照らすと、申立人調停案は、調停案としては、一応の相当性を有するものといえる。

5 申立人調停案に対する相手方の意見と調停委員会からの調停案の提示

申立人調停案に対しては、相手方らの一部から、平成16年度の申立人の事業収入からすると、申立人にはなお相当額の弁済余力があるのではないかと、特定調停成立時までの約定利息の支払及び最終弁済時での一定額の利息の支払をすべきである等の意見が出された。そこで、調停委員会は、これらの相手方の意見をも考慮し、再度申立人側の平成16年度の事業収入からの支払の可能性を検討し、平成16年10月8日、申立人調停案に付加して、相手方千葉県を除く相手方らに対する金利分として、合計6億3000万円余りの追加支払をすることを内容とする調停案を提示した。

6 調停委員会の提示した調停案に対する当事者の意見

調停委員会の提示した調停案に対しては、平成16年10月19日の第14回調停期日までに、申立人、相手方株式会社京葉銀行及び中央三井信託銀行株式会社からは、同意するとの意見が、相手方千葉県からは、県議会の承認を条件として同意するとの意見が、相手方株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社ユーエフジェイ銀行からは、同意の方向で前向きに検討している旨の意見が、相手方株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行及

び住友信託銀行株式会社からは、一定の見直しを求めるが、調停委員会の提示した調停案に沿った民事調停法17条に基づく決定（以下「17条決定」という。）は尊重する旨の意見が、相手方株式会社新生銀行及び三菱信託銀行株式会社からは、同意しないとの意見が、相手方住宅金融公庫からは、現段階では諾否について回答できないとの意見がそれぞれ述べられた。ただし、相手方三菱信託銀行株式会社は、調停委員会の提示した調停案に沿った17条決定がなされた場合には、それに対して異議を述べないとの意見を付していた。

7 本件決定とその内容

本件特定調停は、その性質上、申立人と相手方ら全員との間で合意が形成されない以上その成立が見込まれないところ、以上の本件特定調停の経緯に照らすと、本件においては、調停委員会からの最終的な調停案受入れの勧告がなされたにもかかわらず、一部相手方の同意がなされなかったことが明らかであり、結局、調停が成立する見込みはないと認めざるを得ない。しかし、前記認定のとおり、調停委員会が提示し、その受入れを勧告した調停案は、一応の相当性の認められる申立人調停案について、調停委員会においてさらに当事者双方の意見を聴取したうえで、相手方金融機関11行及び住宅金融公庫に有利な修正を加えたものであって、相手方株式会社新生銀行、三菱信託銀行株式会社及び住宅金融公庫が同意していないとはいえ、申立人とその他の相手方全員は同意あるいは積極的には反対しないとの意向を示していることから明らかなとおり、本件特定調停事件の調停案としては、相当な内容を有するものというべきである。そして、本件特定調停事件の成否は、申立人である千葉県住宅供給公社の今後の運営のあり方を左右するものであり、その成立が否定された場合の多数の関係者への影響は甚大なものとなることが予想される。また、そのような申立人の苦境に配慮し、最終的には本件特定調停に協力し、多額の債権放棄をも受け入れることもやむなしとしている相手方株式会社千葉銀行ほか8行の意向を無視することもできない。そこで、当裁判所は、以上のような経緯を踏まえ、民事調停委員上野正彦及び同内田

実の意見を聴いたうえ、当事者双方のための衡平、その他一切の諸事情を斟酌し、主文のとおり、調停に代わる決定をする。

なお、相手方金融機関11行の中には、調停委員会が提示した調停案については、相手方金融機関11行が有する担保権の解除時期を本件調停成立時としていることに不満の意を表明するものもいる。確かに、本件決定では、担保権の解除時期が弁済期よりも前となり、これについて担保権者らが債権保全の観点から危惧と不満の念を抱くことも理解できないものではない。しかし、本件決定は、申立人が相手方千葉県から無担保で借入れをして第2回弁済を行うことを前提としており、申立人の資産に担保権が設定されていると、相手方千葉県からの借入れに支障をきたすおそれがあり、本件決定の定める債務の履行を確実にするためにも早期における担保権解除の必要があると考えられる。したがって、本件決定では、第1・第7項において、担保権解除時期を調停成立時とした。

また、相手方金融機関11行の中には、平成18年3月31日の弁済について相手方千葉県の損失補償ないしは保証を求めるとの意見があった。その意見の趣旨は、平成18年3月31日の弁済の確保であると解されるが、本件決定では、第1・第6項において第1回弁済から第3回弁済までが約定どおりなされた場合に残債務の免除を受けるとし、3回にわたる弁済が確保されるよう配慮したところである。

なお、相手方株式会社新生銀行は、同行が本件特定調停事件の申立前日に申立人に対して行った申立人の預金を受働債権とする相殺に関し、相手方金融機関11行に対する弁済においては、預金の担保としての機能・性質上、相手方金融機関各自の有する預金の多寡により配当額に差異を生ぜしめる弁済方法によるべきであって、各金融機関に対する預金を一般財産として弁済の財源に組み入れる調停委員会が提示した調停案は合理性を欠き、同意できないとしている。しかし、本件特定調停事件においては、相手方株式会社新生銀行を除く他の相手方金融機関10行は、本件特定調停申立てに至る過程では、申立人の預金に対する相殺を

行っていない。そして、これらの他の相手方金融機関10行は、いずれも各金融機関の預金を一般財産として弁済の財源に組み入れる調停委員会が提示した調停案に対し、その点をとらえて異論は述べていないのである（なお、平成16年10月19日の第14回調停期日においても、他の相手方金融機関10行から相手方株式会社新生銀行の考え方に同調する意見は述べられなかった。）。そうであるとすれば、確かに、相手方株式会社新生銀行の主張するような弁済方法にも一応の合理性はあるとはいえるのであるが、そのような考え方については他の相手方金融機関10行においても十分に理解したうえで、本件特定調停手続が成立しなかった場合の社会的経済的影響等も考慮し、できるだけ本件特定調停手続の不成立の事態を回避するために、大局的見地から、調停委員会が提示した調停案による弁済方法に異論を述べていないものと思われる。このことに加え、相手方金融機関11行に対する弁済資金の大半が相手方千葉県からの借入れでまかなわれるという調停委員会が提示した調停案の特殊性も考慮すると、特定調停という手続を通じて相手方金融機関11行に対する弁済の実質的な衡平を図るという観点でみる限りは、調停委員会が提示した調停案に沿って本件決定が示したような弁済方法のほうがより妥当であるというべきであり、当事者の互譲により、条理に即した解決を図ることを目的とする民事調停の目的にも沿うものであると考える。当裁判所としては、相手方株式会社新生銀行においても、申立人の経済的再生、関係する他の多くの当事者の意向等も考慮して、本件決定による本件事案の適正かつ妥当な解決に協力するよう期待するものである。

平成16年10月25日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 西 岡 清 一 郎

裁 判 官 佐 々 木 宗 啓

裁 判 官 真 鍋 美 穂 子

(別紙)

当事者目録

千葉市中央区本千葉町13番1号

申立人 千葉県住宅供給公社
代表者 理事長 金 親 信 一
代理人 弁護士 多 比 羅 誠
同 清 水 祐 介
同 三 枝 知 央
同 清 水 靖 博
同 中 神 啓 四 郎
同 原 慎 一

千葉市中央区千葉港1番2号

相手方 株式会社千葉銀行
代表者代表取締役 竹 山 正
代理人 弁護士 竹 下 正 己
同 山 本 博 毅
同 多 賀 亮 介

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

相手方 株式会社みずほ銀行
代表者代表取締役 工 藤 正
代理人 弁護士 田 口 和 幸
同 原 田 崇 史
同 加 藤 寛 史
同 小 島 亜 希 子

同 網 野 精 一

千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

相 手 方 株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行

代表者代表取締役 浅 井 和 彦

代 理 人 弁 護 士 浜 名 儀 一

千葉市中央区富士見一丁目11番11号

相 手 方 株 式 会 社 京 葉 銀 行

代表者代表取締役 綿 貫 弘 一

代 理 人 弁 護 士 山 崎 源 三

同 新 井 弘 治

同 安 部 祐 志

同 丸 島 良 成

同 小 川 宏

同 北 代 八 重 子

代 理 人 佐 久 間 弘 一

同 柴 崎 清 志

大阪市中央区備後町二丁目2番1号

相 手 方 株 式 会 社 り そ な 銀 行

代表者代表執行役 野 村 正 朗

代 理 人 弁 護 士 高 井 章 吾

同 杉 野 翔 子

同 藤 林 律 夫

同 尾 崎 達 夫

同 鎌 田 智

同 伊 藤 浩 一

同 金子 稔

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

(支配人を置いた営業所) 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

相手方 住友信託銀行株式会社

代表者代表取締役 高橋 温

代理人支配人 渡邊 義夫

代理人弁護士 島田 邦雄

同 富岡 孝幸

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

相手方 株式会社三井住友銀行

代表者代表取締役 西川 善文

代理人 工藤 康身

同 吉見 隆

東京都中央区築地三丁目16番9号

相手方株式会社三井住友銀行の受託者

S M B C ビジネス債権回収株式会社

代表者代表取締役 宮城 信二

代理人 永野 利光

同 小林 恵蔵

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

相手方 三菱信託銀行株式会社

代表者代表取締役 内海 暎郎

代理人 中川 雄一郎

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

相手方 株式会社新生銀行

代表者代表取締役 八城 政基

代 理 人 城 野 雅 信

東京都港区芝三丁目33番1号

相 手 方 中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社

代表者代表取締役 田 辺 和 夫

代 理 人 松 本 公 仁

同 甲 斐 洋 一 郎

同 大 浦 利 夫

名古屋市中区錦三丁目21番24号

相 手 方 株 式 会 社 ユー エ フ ジ ェ イ 銀 行

代表者代表取締役 寺 西 正 司

代 理 人 弁 護 士 小 沢 征 行

同 秋 山 泰 夫

同 吉 岡 浩 一

同 北 村 康 央

同 小 野 孝 明

同 安 部 智 也

同 御 子 柴 一 彦

同 上 野 和 哉

同 山 崎 篤 志

同 平 賀 敏 秋

同 上 枝 賢 太 郎

同 笠 井 陽 一

同 奥 国 範

同 峯 金 克 弥

同	清	水	健	次
同	倉	品	愛	美
同	森	安	紀	雄
同	高	尾		剛
同	外	海	周	二

東京都文京区後楽一丁目4番10号

(代理人を置いた事務所) 東京都新宿区水道町3番1号

相	手	方	住	宅	金	融	公	庫
代	表	者	望	月	薫	雄		
代	理	人	長	幡	好	雄		
代	理	人	高	岡	信	男		
復	代	理	渡	部	典	子		

千葉市中央区市揚町1番1号

相	手	方	千	葉	県
代	表	者	堂	本	暁
代	理	人	國	廣	正
同			五	味	祐
同			青	木	正

代理人國廣正復代理人弁護士

			芝	昭	彦
指	定	代	袴	田	哲
同			石	井	和
同			大	畑	清
同			若	狭	正
同			松	本	登

同	中	島	一	郎
同	金	子	光	宏
同	栗	原		涉
同	鏡	水	三	千男
同	岩	崎		進
同	鎌	田	富	雄
同	名	輪	淑	行
同	鈴	木	秀	明
同	栢	尾	洋	和
同	篠	原	健	一
同	時	友	一	郎
同	上	村	順	一

以 上

(別紙)

主 文

第1 相手方金融機関11行

1 借入金債務(平成16年2月4日現在)の確認

申立人と相手方株式会社千葉銀行, 同株式会社みずほ銀行, 同株式会社千葉興業銀行, 同株式会社京葉銀行, 同株式会社りそな銀行, 同住友信託銀行株式会社, 同株式会社三井住友銀行, 同三菱信託銀行株式会社, 同株式会社新生銀行, 同中央三井信託銀行株式会社及び同株式会社ユーエフジェイ銀行(以下「相手方金融機関11行」という。)は, 申立人が相手方金融機関11行の各相手方に対し, 平成16年2月4日現在別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月4日残高」欄記載のとおり借入金債務(合計金713億9322万8000円)及び同借入金債務に対する各相手方金融機関11行との間の金銭消費貸借契約上の約定金利による利息の支払義務を負担していることを確認する。

なお, 相手方株式会社ユーエフジェイ銀行については, 平成15年9月30日に申立人より相手方株式会社ユーエフジェイ銀行に交付し, 平成16年6月30日に同行において借入金に充当した金1756万9451円を, 平成15年9月30日に借入金債務に充当した残額金9億8243万0549円をもって, 別紙民間金融機関弁済計画表の「平成16年2月4日残高」としている。

2 借入金債務(平成16年9月3日現在)の確認

申立人と相手方金融機関11行は, 平成16年2月5日から平成16年6月30日までの間に, 申立人が相手方金融機関11行に対し, 前記第1項の借入金の支払として, 別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月5日から平成16年6月30日までの間の弁済(相殺を含む)」欄記載の金額の弁済を行ったこと, 及び, その結果, 平成16年9月3日現在申立人が相手方金融機関11行に対し, 別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年9月3日残高」欄記載のとおり借入金債務(合計金696億9116万8262円)を負担していることを確認する。

なお、相手方株式会社新生銀行の別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月5日から平成16年6月30日までの間の弁済(相殺を含む)」欄記載の金2億8212万2814円は、同行が、申立人に対して負っている預金返還債務金2億5015万5752円につき、平成16年2月5日に到達した意思表示にて相殺した金額金2億5015万5752円及び平成16年6月30日に申立人が同行に対して弁済した金3196万7062円の合計額であり、同行の別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年9月3日残高」欄記載の金12億8976万6065円は、同行の別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月4日残高」欄記載の借入元金債務額の元金額金15億7188万8879円に、前記相殺()及び弁済()の合計金2億8212万2814円を充当したとして算出した金額である。

3 第1回弁済

申立人は、相手方金融機関11行に対し、前記第2項の借入元金債務の弁済として、本調停が成立した日から1か月以内に、別紙民間金融機関弁済計画表「第1回弁済」欄記載の金額を支払う。

4 第2回弁済

(1)申立人は、相手方金融機関11行に対し、前記第2項借入元金債務の弁済として、平成17年3月31日限り、別紙民間金融機関弁済計画表「第2回弁済」欄記載の金額を支払う。

(2)申立人は、相手方金融機関11行に対し、前記第1項の利息の弁済として、平成17年3月31日限り、次の「ないし」の利息の合計額を支払う。

なお、利息の計算に伴い生じる1円未満の端数は切り捨てる(以下、同じ。)

別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月4日残高」欄記載の各借入元金債務(合計金713億9322万8000円)に対する平成15年10月1日から平成16年2月4日までの相手方金融機関11行との間の金銭消費貸借契約上の約定金利により計算した利息(ただし、(a)相手方株式会社みずほ銀行の借入元金債務金171億4341万3081円のうち、金36億

9341万3081円については，平成15年11月1日から平成16年2月4日まで，(b)相手方株式会社千葉興業銀行の借入元金債務金97億7518万3963円のうち，金32億5000万円については，平成15年9月30日から平成16年2月4日までの利息とする。)

別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月4日残高」欄記載の各借入元金債務(ただし，相手方株式会社新生銀行についてのみ，前記第2項第2段落記載の相殺額金2億5015万5752円を控除した借入元金債務金13億2173万3127円とする。)(合計金711億4307万2248円)に対する平成16年2月5日から平成16年6月30日までの年0.15パーセントの割合により計算した利息。

別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年9月3日残高」欄記載の各借入元金債務(合計金696億9116万8262円)に対する平成16年7月1日から前記第3項による第1回弁済日までの年0.15パーセントの割合により計算した利息。

別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年9月3日残高」欄記載の各借入元金債務から同表「第1回弁済」欄記載の弁済金額を控除した各借入残元金債務(合計金667億1482万5515円)に対する第1回弁済日の翌日から平成17年3月31日までの年0.15パーセントの割合により計算した利息。

5 第3回弁済

(1) 申立人は，相手方金融機関11行に対し，前記第2項の借入元金債務の弁済として，平成18年3月31日限り，別紙民間金融機関弁済計画表「第3回弁済」欄記載の金額を支払う。

(2) 申立人は，相手方金融機関11行に対し，前記第1項の利息の弁済として，平成18年3月31日限り，別紙民間金融機関弁済計画表「第3回弁済」欄記載の金額(合計金35億4974万6835円)に対する平成17年4月1日から平成18年3月31日までの年0.15パーセントの割合により計算した金額を支払う。

6 債務免除

申立人が、期限を徒過することなく前記第3項ないし第5項の弁済を行ったときは、相手方金融機関11行は、申立人に対する別紙民間金融機関弁済計画表「元金免除額」欄記載の借入残元金及び別紙民間金融機関弁済計画表「平成16年2月4日残高」欄記載の借入元金に対する各相手方金融機関11行との間の金銭消費貸借契約上の利息・損害金の残金全額を免除する。

7 根抵当権設定契約の解除

相手方金融機関11行は、本調停成立時に、申立人との間の平成15年3月31日付根抵当権設定契約をすべて解除する。

第2 相手方住宅金融公庫

1 借入金債務（平成16年9月3日現在）の確認

申立人と相手方住宅金融公庫は、申立人が相手方住宅金融公庫に対して、平成16年9月3日現在金154億1989万7566円の借入元金債務(以下「本件借入金債務」という。)及びこれに対する相手方住宅金融公庫との間の金銭消費貸借契約上の約定金利による利息及び遅延損害金の支払義務を負担していること、並びに、同債務について、申立人が期限の利益を喪失していないことを確認する。ただし、平成16年9月3日現在の借入元金は、積立分譲住宅建設資金に係る借入元金を除いたものであり、申立人は、同借入金（平成16年8月31日現在の借入元金金125万6985円）については、本調停申立前の約定どおり弁済する。

2 借入金債務の弁済

(1)申立人は、相手方住宅金融公庫に対し、本件借入金債務を、次のとおり分割して支払う。

なお、申立人は、以下の期限前に本件借入金債務の全部を繰り上げて返済できるよう努力する。

本調停成立後1か月以内に、金1億1060万円

平成17年6月から平成56年12月まで、毎年3月、6月、9月、12月の各月の25日限り、金9568万3109円宛

平成57年3月25日限り金9538万3235円

(2)申立人は、相手方住宅金融公庫に対し、前記第1項の利息の弁済として、平成17年3月31日限り、次の ないし の利息の合計額を支払う。

なお、利息の計算に伴い生じる1円未満の端数は切り捨てる(以下、同じ。)

本件借入金債務のうち、(a)金129億7890万円に対する平成15年9月11日から平成16年2月4日まで、(b)金9億6367万2926円に対する平成16年1月28日から同年2月4日まで、(c)金14億7732万4640円に対する平成16年1月19日から同年2月4日までの申立人と相手方住宅金融公庫との間の各金銭消費貸借契約上の約定金利により計算した利息。

本件借入金に対する平成16年2月5日から本項(1) による弁済日までの年0.15パーセントの割合により計算した利息。

本件借入金に対して本項(1) による弁済をした後の残元金153億929万7566円に対する同弁済日の翌日から平成17年3月31日までの年0.15パーセントの割合により計算した利息。

(3)申立人は、相手方住宅金融公庫に対し、前記第1項の利息の弁済として、平成17年4月1日から完済まで毎年3月、6月、9月、12月の各月の25日限り、本項(1) による弁済後の残元金153億929万7566円(本項(1)による各期の弁済後は、各弁済後の残元金)に対する年0.15パーセントの割合で計算した利息の当該期間分(ただし、月割計算。3か月未満の期間は、年365日の日割計算)を支払う(ただし、1円未満は切捨。)

3 相手方住宅金融公庫は申立人に対し、平成18年3月31日に、本件借入金債務に対する利息・損害金のうち、本決定条項で定めるものを除く一切の利息・損害金を免除する。

- 4 申立人が、前記第2項(1)の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その金額が2回分に達したときは、本件借入金債務について、相手方住宅金融公庫の請求により、申立人は期限の利益を失い、その期限の利益を失った日の残元金、延滞利息、支払うべき各割賦元金に対するそれぞれ各支払日の翌日から期限の利益喪失日までの間の年14.5パーセント(年365日の日割計算。以下同じ。)の割合による遅延損害金及び残元金に対する期限の利益を失った日の翌日から完済に至るまでの間年14.5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

- 5 申立人は、相手方住宅金融公庫のために、平成15年4月21日付根抵当権設定契約に基づき別紙物件目録記載の不動産に対して設定した根抵当権について、本調停成立後、直ちに必要な登記手続を完了し、その登記簿謄本を相手方住宅金融公庫に提出する。

- 6 相手方住宅金融公庫は、申立人が別紙物件目録記載の不動産を売却する場合は、当該不動産の担保解除に同意する。

この場合、申立人は、相手方住宅金融公庫に対し、取得した売却代金(ただし、消費税を控除した後の金額。以下同じ。)相当額を、前記第2項(1)に定める元金の分割弁済金の前払として、売却代金全額を受領した月の翌月25日限り支払う。ただし、同前払は、順次弁済期が早く到来する分割弁済金に充当することとする。申立人及び相手方住宅金融公庫は、この弁済により残元金につき、前記第2項(1)で定めた約定を変更するものではないことを確認する。

- 7 本件借入金債務に関する本決定条項で定める以外の約定は、本決定条項に反しない限りすべて原契約の約定によるものとする。

- 8 申立人が、相手方住宅金融公庫に対して負担している連帯債務(平成16年8月31日現在の残高金113億3257万6590円)については、すべて従前の約定どおりであることを確認する。

第3 相手方千葉県

1 借入金債務（平成16年9月3日現在）の確認

申立人と相手方千葉県は、申立人が相手方千葉県に対して、平成16年9月3日現在、以下「ないし」の借入元金債務及び同借入元金債務に対する相手方千葉県との間の金銭消費貸借契約上の約定金利による利息の支払義務を負担していること、並びに同債務について、申立人が期限の利益を喪失していないことを確認する。

平成16年2月4日までの借入元金

金39億9355万9032円

（千葉県企業庁分の借入元金金27億0045万9032円を含む。）

平成16年5月26日付幕張第3期賃貸住宅整備事業貸付変更契約による変更後の幕張第3期賃貸住宅整備事業貸付契約に基づく借入元金

金7億5105万8000円

平成16年5月19日付住宅供給公社緊急支援事業貸付契約に基づく借入元金

限度額金14億8000万円のうち調停成立日までに借り受けた額（平成16年8月31日現在、金9億6821万3000円）

2(1) 申立人は相手方千葉県に対し、前記第1項の借入金については、平成17年3月31日限り、借入元金及び利息を支払う。

(2) 相手方千葉県は申立人に対し、前記第1項及びの借入金については、前記第1の相手方金融機関11行への弁済及び第2の相手方住宅金融公庫への弁済が完了するまでの間の利息・損害金の全額を本調停成立時に免除し、元金については、前記第1の相手方金融機関11行への弁済及び第2の相手方住宅金融公庫への弁済が完了するまでの間その支払を猶予し、申立人と相手方千葉県は相手方金融機関11行及び相手方住宅金融公庫への弁済完了後に、元金及びその後発生する利息の返済時期・方法につき、別途協議する。

3 前記第1項の借入元金に関する本決定条項で定める以外の約定は、本決定条項

に反しない限りすべて前記第 1 項 の各既存契約の約定によるものとする。

第 4 資金調達の方法

- 1 申立人は、前記第 1・第 4 項の弁済原資の一部として、平成 17 年 3 月 31 日限り、相手方千葉県から金 300 億 3800 万円を借り入れ、相手方千葉県は、申立人に対し同額を同日限り貸し付ける。
- 2 申立人は、前記第 1・第 5 項の弁済原資を得るため、平成 18 年 3 月 31 日までに、流山木地区土地区画整理事業を相手方千葉県に引き継ぐ。

第 5 共通条項

- 1 申立人及び各相手方らは、申立人と各相手方らとの間には、本決定記載の各借入金に関しては、本決定で定めるほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 2 本決定に対して、申立人、相手方らのうち一人でも異議申立てをした場合には、本決定は、本件のいずれの当事者間においても効力を生じないものとする。
- 3 調停費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙)民間金融機関弁済計画表

銀行名	平成16年2月4日残高 ①	平成16年2月4日残高 シェア	平成16年2月5日から 平成16年6月30日まで の間の弁済(相殺を含む) ②	弁済率 ②÷① 注2)	平成16年9月9日残高 ③-①-②	第1回弁済 ④(注3)	弁済率 ④÷① 注2)	第2回弁済 ⑤ 注4)	弁済率 ⑤÷① 注2)	第3回弁済 ⑥ 注5)	弁済率 ⑥÷① 注2)	合計弁済額 ⑦=②+④+⑤+⑥	弁済率 ⑦÷①	元金免状額 ①-⑦
㈱千葉銀行	17,870,411,687	25.03%	363,425,533	2.03%	17,506,986,154	761,779,577	4.26%	7,814,985,541	43.73%	888,535,777	4.97%	9,828,726,428	55.00%	8,041,685,259
㈱みずほ銀行	17,143,413,081	24.01%	348,640,787	2.03%	16,794,772,314	730,789,095	4.26%	7,497,058,696	43.73%	852,388,637	4.97%	9,428,877,195	55.00%	7,714,535,886
㈱千葉興業銀行	9,775,183,963	13.69%	196,795,165	2.03%	9,578,388,798	416,696,380	4.26%	4,274,827,165	43.73%	486,032,490	4.97%	5,376,351,180	55.00%	4,398,832,783
㈱京葉銀行	6,317,028,431	8.85%	128,467,629	2.03%	6,188,560,802	289,282,170	4.26%	2,762,525,502	43.73%	314,089,337	4.97%	3,474,365,638	55.00%	2,842,662,793
㈱りそな銀行	6,091,009,404	8.53%	123,872,364	2.03%	5,967,137,040	259,649,994	4.26%	2,663,711,399	43.73%	302,854,416	4.97%	3,350,088,173	55.00%	2,740,981,231
住友信託銀行㈱	4,273,572,888	5.99%	86,910,449	2.03%	4,186,662,439	182,173,785	4.26%	1,868,894,289	43.73%	212,486,666	4.97%	2,350,465,089	55.00%	1,923,107,799
㈱三井住友銀行	1,788,374,988	2.48%	35,962,945	2.03%	1,752,412,043	75,382,257	4.26%	773,335,666	43.73%	87,925,476	4.97%	972,606,244	55.00%	795,768,744
三菱信託銀行㈱	4,175,329,534	5.85%	84,912,508	2.03%	4,090,417,026	177,965,583	4.26%	1,825,931,201	43.73%	207,801,817	4.97%	2,286,431,409	55.00%	1,878,898,425
㈱新生銀行	1,571,888,879	2.20%	282,122,814	17.94%	1,289,766,065	0	0.00%	504,260,092	32.07%	78,155,978	4.97%	864,538,884	55.00%	707,349,995
中央三井信託銀行㈱	1,424,524,296	2.00%	28,970,180	2.03%	1,395,554,146	80,724,895	4.26%	622,864,763	43.73%	70,828,855	4.97%	783,488,363	55.00%	641,035,933
㈱ユーエフジェイ銀行	982,430,549	1.38%	19,979,414	2.03%	962,451,135	41,879,031	4.26%	429,830,871	43.73%	48,847,488	4.97%	540,336,802	55.00%	442,093,747
	71,393,228,000	100.00%	1,702,089,738	2.38%	69,691,168,262	2,976,342,747	4.16%	31,038,128,085	43.47%	3,549,746,535	4.97%	39,266,275,405	55.00%	32,126,952,595

注1) ㈱ユーエフジェイ銀行については、平成16年9月末に分擔代金から内入弁済した17,589,451円の元金免状額を表示してあります。

注2) 各弁済率は、小數第2位までを表示し、第3位以下は表示を省略してあります(合計弁済額に対する弁済率55%を除く)。

注3) 調停成立後1ヶ月以内に弁済します。

注4) 平成17年3月末日限り弁済します。

注5) 平成18年3月末日限り弁済します。

(別紙)

物 件 目 録

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
流山市木字神明	140番 2	田	521.00
流山市木字神明	143番 1	田	294.00
流山市木字神明	144番 1	田	680.00
流山市木字神明	146番 1	田	307.00
流山市木字神明	149番	田	1,004.00
流山市木字神明	152番	田	565.00
流山市木字神明	153番	田	545.00
流山市木字神明	163番 2	田	251.00
流山市木字神明	168番	田	512.00
流山市木字神明	172番	田	753.00
合 計			5,432.00

これは正本である。

平成16年10月25日

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判所書記官 名 雪

